

# 市民税・県民税

## 申告受付を行います



平成28年度分(平成27年分)市民税・県民税の申告を受け付けます。  
会場と日時を確認の上、ご来場ください。

### 申告受付会場と日時

受付会場	受付日時
戸塚公民館	2月2日(火)・3日(水)
芝市民ホール(芝支所と併設)	2月4日(木)・5日(金)
鳩ヶ谷庁舎 2階大会議室	2月8日(月)・9日(火)・10日(水)・12日(金)
新郷公民館	2月16日(火)
安行公民館	2月17日(水)
神根公民館	2月18日(木)
市役所本庁舎 5階大会議室	2月19日(金)～3月15日(火) 土・日除く ただし2月21日(日)・28日(日)は受付

※各会場とも初日は大変混雑することが予想されます。  
※混雑状況により受付終了時間を早める場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。  
※市役所受付の会場と開始日が変わりましたので、ご注意ください。

### 申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書(申告をするかたで2月になっても申告書が届かない場合は、市民税課へお問い合わせください)
- 印鑑(スタンプ式不可)、筆記用具
- 収入・所得を証明できる書類(源泉徴収票・給与明細書など)
- 社会保険料(健康保険、国民年金、介護保険料など)の支払証明書または領収書
- 生命保険料(一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料)、地震保険料などの控除証明書
- 医療費の領収書など(支払金額、保険で補てんされた金額の合計は事前に計算してください)
- そのほか申告に必要な書類(障害者手帳など)

※原則として書類は返却しません。  
控えが必要な場合は事前にコピーをしてから持参ください。

### ふるさと納税 ワンストップ特例制度

平成27年4月1日以後に行ったふるさと納税について、確定申告(市民税・県民税申告を含む)を行わなくても寄附金控除を受けられる制度が創設されました。特例制度を申請するには、寄附先が計5団体以内で、申告特例申請書を寄附先の自治体へ提出する必要があります。

- ・申告特例申請書提出後、1月1日までに住所・氏名などの変更があった場合、申告特例申請事項変更届出書を寄附先の自治体へ1月10日までに提出する必要があります。
- ・確定申告(市民税・県民税申告を含む)が行われた場合、ワンストップ特例制度は適用されませんので、ふるさと納税に係る寄附金控除を含めて申告してください。

公的年金などの収入の合計額が400

公的年金などを  
受給されているかたへ



申告会場は大変混雑するため、郵送での申告をおすすめします。  
・申告書に住所・氏名、生年月日、電話番号、必要事項(所得や控除などを記入・押印し、必要書類(控除証明書など)を同封の上、返信用封筒で郵送してください。(切手不要)  
※記入内容を電話で確認することがあります。あらかじめご了承ください。

郵送での申告がおすすめ

国民健康保険の加入者とその世帯主で17歳以上のかたは、所得がない場合や被扶養者の場合でも、市・県民税の申告が必要となります。

国民健康保険に  
加入されているかたへ

万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告はする必要はありません。  
・所得税の還付を受けるときは、確定申告書の提出が必要です。  
・確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受けるときは、確定申告書の提出が必要です。詳しくは、税務署にお問い合わせください。  
・所得税の確定申告が必要ない場合でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。